

昭和三十三年政令第四十三号

中小企業等協同組合法施行令

内閣は、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の二第五項並びに第十一條第二項及び第三項の規定に基き、この政令を制定する。

（企業組合の組合員たる資格を有する者）

第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」とい

う。）第八條第七項第二号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該企業組合に対し、その事業活動に必要な物資の供給又は役務の提供を継続して行

う者

二 当該企業組合に対し、その事業活動に必要な施設、設備又は技術の提供を行う者

三 当該企業組合からその事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受ける者

四 当該企業組合からその事業に係る技術の提供を受ける者

五 当該企業組合に対し、その事業活動に必要な技術、知識又は経験を有する使用人を派遣する者

2 法第八條第七項第三号の政令で定める投資事業有限責任組合は、企業組合の組合員となる時点において、当該投資事業有限責任組合が保有する次に掲げる資産の合計額の当該投資事業有限責任組合の総組合員の出資の総額に占める割合が百分の五十を超える投資事業有限責任組合とする。

一 特定株式会社（中小企業者（法第八條第七項第三号に規定する中小企業者をいう。以下この項において同じ。）に該当する株式会社その他の株式会社であつて次のいづれかに該当するものうち、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二條第十六項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第六十七條の十一第一項の店頭売買有価証券登録簿簿に登録されていない株式を発行するものをいう。以下この項において同じ。）の設立に際して取得する株式又は企業組合の設立に際して取得する持分

イ 資本金の額が五億円以下のもの

ロ 常時使用する従業員の数が千人以下のもの

ハ 最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が二百億円以下のもの

ニ 前事業年度において次の（一）に掲げる額の（二）に掲げる額に対する割合が百分の三を超えるもの

（一）試験研究費及び開発費（法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十四條第一項第三号に規定する開発費及び新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいう。）の合計額

（二）総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二條第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額

ホ 設立の日以後一年を経過していないものであつて、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

二 特定株式会社の発行する株式若しくは新株予約権又は企業組合の持分

三 特定株式会社の発行する社債若しくは約束手形又は企業組合の発行する約束手形

四 中小企業者等（特定株式会社、企業組合、協業組合並びに中小企業者及び個人をいう。以下この項において同じ。）に対する金銭債権

五 中小企業者等を相手方とする匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五條の匿名組合契約をいう。）の出資の持分又は信託の受益権（中小企業者等の営む事業から生ずる収益又は利益の分配を受ける権利に限る。）

六 工業所有権又は著作権（中小企業者等から取得したものに限る。）

（組合員以外の者による組合事業の利用に係る特例等）

第二条 事業協同組合及び事業協同小組合は、法

第九条の二第四項第一号に掲げる事業については、同号に規定する計画に基づく工場又は事業場の設置が完了した日のうち最も早いものを含む事業年度（以下「利用開始事業年度」という。）以後の各事業年度のうちの終了の日が当該利用開始事業年度の開始の日以後の三年間に含まれる事業年度の間に限り、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額の当該事業年度における組合員の当該事業の利用分量の総額に対する割合（以下「員外者利用割合」という。）が百分の百を超えない範囲内において、組合員以外の者に利用させることができる。

3 一の事業年度以前の二以上の事業年度において組合員の脱退があつた場合（組合員の脱退があつた当該各事業年度を脱退事業年度とする各特別適用期間に係る算定基準割合で当該一の事業年度に係るもの（以下「特定算定基準割合」という。）の個数が二以上である場合に限る。）で、特例加算値（特定算定基準割合を合計した

数値をいう。）に百分の百二十を乗じて得た数値が百分の八十以下であるときに於ける当該一の事業年度に関する第一項第二号の規定の適用については、同号中「百分の二十を加えて得た数値（その数値が百分の百を超える場合に於ては、百分の百）」とあるのは、「と、百分の二十を第三項に規定する特定算定基準割合の個数で除して得た数値との合計値」とする。

4 一の事業年度以前の二以上の事業年度において組合員の脱退があつた場合で、特定算定基準割合の個数が二以上であるとき（前項に規定する場合を除く。）における当該一の事業年度に関する第一項第二号の規定の適用については、同号中「百分の百二十を乗じて得た数値に百分の二十を加えて得た数値（その数値が百分の百を超える場合に於ては、百分の百）」とあるのは、「百分の八十を乗じて得た数値を第三項に規定する特例加算値で除して得た数値と、百分の二十を同項に規定する特定算定基準割合の個数で除して得た数値との合計値」とする。

第四条 前二條の規定は、協同組合連合会（法第九條の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。）の事業に準用する。

第五条 法第九條の二第五項（法第九條の九第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 体育施設

二 教養文化施設

（特定共済組合となる事業協同組合等の範囲）

第六条 法第九條の二第七項の政令で定める基準は、組合員の総数（組合を組合員を含む事業協同組合にあつては、当該事業協同組合の組合員の数に当該事業協同組合の構成組合（事業協同組合の組合員たる組合をいう。以下同じ。）の組合員の数を加えた数から当該事業協同組合の構成組合の数を減じた数とする。）が千人であることとする。

（団体協約を締結するための交渉の申出）

第七条 事業協同組合若しくは事業協同小組合の代表者（これらの組合が会員となつて協同組合連合会の代表者を含む。）又は協同組合連合会（法第九條の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。）の代表者が法第九條の第十二項（法第九條の九第五項において準用する場合を含む。）に規定する交渉をしようとするときは、その交渉をしようとする日の三日前までに、その交渉をしようとする事項を記

第三条 事業協同組合及び事業協同小組合は、法

第九条の二第四項第二号に掲げる事業（以下「特例対象事業」という。）については、第一号に規定する期間（以下「特別適用期間」という。）に属する各事業年度に限り、当該各事業年度における員外者利用割合が当該各事業年度に係る第二号に規定する割合を超えない範囲内において、組合員以外の者に利用させることができる。

一 組合員が脱退した日を含む事業年度（以下「脱退事業年度」という。）以後の各事業年度ののうち、その終了の日が当該脱退事業年度の開始の日以後の二年間に含まれる各事業年度（当該脱退事業年度に脱退した組合員（以下「脱退組合員」という。）の全部が法第十八條の規定により脱退した場合にあつては、当該脱退事業年度を除く。）により構成される期間

二 当該脱退事業年度の直前の事業年度（以下「算定基準事業年度」という。）における脱退組合員（脱退組合員の一部が法第十九條第一項の規定により脱退した場合における当該脱退事業年度にあつては、同項の規定により脱退した脱退組合員に限る。）の特例対象事業の利用分量の総額の当該算定基準事業年度における当該脱退組合員以外の組合員の当該特例対象事業の利用分量の総額に対する割合（以下「算定基準割合」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値に百分の二十を加えて得た数値（その数値が百分の百を超える場合に於ては、百分の百）に相当する割合

一の特別適用期間に属するいづれかの事業年度において、当該事業年度における組合員及び組合員以外の者の特例対象事業の利用分量の総額が当該一の特別適用期間に係る算定基準事業年度に当該一の特別適用期間における組合員の当該特例対象事業の利用分量の総額に百分の百二十を乗じて得た額以上の額になつた場合には、前項の規定は、当該事業年度までの間に限り、適用する。

一の事業年度以前の二以上の事業年度において組合員の脱退があつた場合（組合員の脱退があつた当該各事業年度を脱退事業年度とする各特別適用期間に係る算定基準割合で当該一の事業年度に係るもの（以下「特定算定基準割合」という。）の個数が二以上である場合に限る。）で、特例加算値（特定算定基準割合を合計した

数値をいう。）に百分の百二十を乗じて得た数値が百分の八十以下であるときに於ける当該一の事業年度に関する第一項第二号の規定の適用については、同号中「百分の二十を加えて得た数値（その数値が百分の百を超える場合に於ては、百分の百）」とあるのは、「と、百分の二十を第三項に規定する特定算定基準割合の個数で除して得た数値との合計値」とする。

一の事業年度以前の二以上の事業年度において組合員の脱退があつた場合で、特定算定基準割合の個数が二以上であるとき（前項に規定する場合を除く。）における当該一の事業年度に関する第一項第二号の規定の適用については、同号中「百分の百二十を乗じて得た数値に百分の二十を加えて得た数値（その数値が百分の百を超える場合に於ては、百分の百）」とあるのは、「百分の八十を乗じて得た数値を第三項に規定する特例加算値で除して得た数値と、百分の二十を同項に規定する特定算定基準割合の個数で除して得た数値との合計値」とする。

前二條の規定は、協同組合連合会（法第九條の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。）の事業に準用する。

法第九條の二第五項（法第九條の九第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 体育施設

二 教養文化施設

（特定共済組合となる事業協同組合等の範囲）

第六条 法第九條の二第七項の政令で定める基準は、組合員の総数（組合を組合員を含む事業協同組合にあつては、当該事業協同組合の組合員の数に当該事業協同組合の構成組合（事業協同組合の組合員たる組合をいう。以下同じ。）の組合員の数を加えた数から当該事業協同組合の構成組合の数を減じた数とする。）が千人であることとする。

（団体協約を締結するための交渉の申出）

第七条 事業協同組合若しくは事業協同小組合の代表者（これらの組合が会員となつて協同組合連合会の代表者を含む。）又は協同組合連合会（法第九條の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。）の代表者が法第九條の第十二項（法第九條の九第五項において準用する場合を含む。）に規定する交渉をしようとするときは、その交渉をしようとする日の三日前までに、その交渉をしようとする事項を記

載した書面を送付して申し出なければならぬ。
二 前項の規定による申出をする者の数は、五人を超えてはならない。

第八条 法第九条の七の五第一項（法第九条の九）

第五項及び第八項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。において準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第三百九条第一項第六号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 申込者等（法第九条の七の五第一項において準用する保険業法第三百九条第一項に規定する申込者等をいう。以下同じ。）が、共済事業を行う組合又は共済代理店の営業所、事務所その他これに準ずる場所において共済契約の申込みをした場合
- 二 申込者等が、自ら指定した場所において共済契約の申込みをすることを請求した場合において、当該共済契約の申込みをしたとき。
- 三 申込者等が、郵便その他の主務省令で定める方法を利用して共済契約の申込みをした場合
- 四 申込者等が、共済事業を行う組合の指定する医師による被共済者の診査をその成立の条件とする共済契約の申込みをした場合において、当該診査が終了したとき。
- 五 当該共済契約が、金銭消費貸借契約、賃貸借契約その他の契約に係る債務の履行を担保することを目的とするものであるとき。
- 六 当該共済契約が、既に締結されている共済契約（以下この号において「既契約」という。）の更改（共済金額その他の給付の内容又は共済期間の変更に係るものに限る。）若しくは更新に係るもの又は既契約の共済金額、共済期間その他の内容の変更に係るものであるとき。

第九條 共済事業を行う組合は、法第九条の七の五第一項において準用する保険業法第三百九条

第二項の規定により同項の書面に記載すべき事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該申込者等に對し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

二 前項の規定による承諾を得た共済事業を行う組合は、当該申込者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該申込者等に對し、法第九條の七の五第一項において準用する保険業法第三百九條第二項の書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申込者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第十條 共済事業を行う組合又は共済代理店は、法第九條の七の五第二項（法第九條の九第五項及び第八項において準用する場合を含む。以下この条から第十三条までにおいて同じ。）において準用する金融商品取引法第三十四條の二第二項（法第九條の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四條の三第二項（法第九條の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四條の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四條の四第三項、第三十七條の三第二項及び第三十七條の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第九條の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四條の二第二項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

二 前項の規定による承諾を得た共済事業を行う組合又は共済代理店は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第九條の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四條の二第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第十一條 共済事業を行う組合は、法第九條の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四條の二第二項（法第九條の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四條の四第六項

において準用する金融商品取引法第三十四條の四第六項に規定する事項であつて主務省令で定めるもの）
二 利用者が行う特定共済契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動が締結されることとして損失（当該特定共済契約が締結されることにより利用者の支払うこととなる共済掛金の合計額が当該特定共済契約が締結されることにより当該利用者の取得する共済金等（法第五十八條第六項に規定する共済金等をいう。）の合計額を上回る場合における当該共済掛金の合計額から当該共済金等の合計額を控除した金額をいう。以下この号において同じ。）が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項
イ 当該指標
ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

において準用する場合を含む。）において準用する金融商品取引法第三十四條の二第二項に規定する同意を得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

第十二條 法第九條の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十七條第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 特定共済契約（法第九條の七の五第二項に規定する特定共済契約をいう。以下同じ。）に関して利用者が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて主務省令で定めるもの
- 二 利用者が行う特定共済契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動が締結されることとして損失（当該特定共済契約が締結されることにより利用者の支払うこととなる共済掛金の合計額が当該特定共済契約が締結されることにより当該利用者の取得する共済金等（法第五十八條第六項に規定する共済金等をいう。）の合計額を上回る場合における当該共済掛金の合計額から当該共済金等の合計額を控除した金額をいう。以下この号において同じ。）が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項
イ 当該指標
ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

第十三條 法第九條の七の五第二項の規定により共済事業を行う組合が行う特定共済契約の締結について金融商品取引法第三十四條の規定を準用する場合においては、同条中「同条第三十一項第四号」と読み替えるものとする。

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして主務省令で定めるもの
（共済事業を行う組合が行う特定共済契約の締結について準用する金融商品取引法の規定の読み替え）
第十四條 信用協同組合が法第九條の八第二項第五号の規定により行うことができる資金の貸付け及び手形の割引は、次に掲げるものとする。
一 組合員以外の者に対する預金又は定期積金を担保とする資金の貸付け
二 組合員以外の者で組合員たる資格を有するものに対し、金融庁長官の定める金額の範囲内において行う資金の貸付け及び手形の割引
三 組合員の外国子会社に対する資金の貸付け
四 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第三条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する資金の貸付け（第七号に規定する独立行政法人勤労者退職金共済機構及び独立行政法人住宅金融支援機構に対する資金の貸付けを除く。）及び手形の割引
五 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第五項に規定する選定事業者に対する同条第四項に規定する選定事業に係る資金の貸付け
六 地方公共団体に対する資金の貸付け
七 独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫又は勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十二条第一項に規定する共済組合等に対する同法第十一条に規定する資金の貸付け

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして主務省令で定めるもの
（共済事業を行う組合が行う特定共済契約の締結について準用する金融商品取引法の規定の読み替え）
第十四條 信用協同組合が法第九條の八第二項第五号の規定により行うことができる資金の貸付け及び手形の割引は、次に掲げるものとする。
一 組合員以外の者に対する預金又は定期積金を担保とする資金の貸付け
二 組合員以外の者で組合員たる資格を有するものに対し、金融庁長官の定める金額の範囲内において行う資金の貸付け及び手形の割引
三 組合員の外国子会社に対する資金の貸付け
四 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第三条第一項に規定する国立大学法人、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する資金の貸付け（第七号に規定する独立行政法人勤労者退職金共済機構及び独立行政法人住宅金融支援機構に対する資金の貸付けを除く。）及び手形の割引
五 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第五項に規定する選定事業者に対する同条第四項に規定する選定事業に係る資金の貸付け
六 地方公共団体に対する資金の貸付け
七 独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫又は勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十二条第一項に規定する共済組合等に対する同法第十一条に規定する資金の貸付け

八 地方住宅供給公社その他これに準ずる法人で金融庁長官の指定するものに対する資金の貸付け及び手形の割引

九 金融機関に対する資金の貸付け及び手形の割引

2 前項第一号から第五号までに掲げる資金の貸付け及び手形の割引、同項第六号に掲げる資金の貸付け（当該信用協同組合の地区の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする地方公共団体であつて地域経済の活性化を図るために当該信用協同組合と相互に連携を図ることを内容とする協定を締結しているものに対するものを除く。）並びに同項第八号に掲げる資金の貸付け及び手形の割引の額の合計額は、当該信用協同組合の資金の貸付け及び手形の割引（同項第九号に該当するものを除く。）の総額の百分の二十に相当する金額を超えてはならない。

3 第一項第三号に規定する外国子会社とは、外国の法令に準拠して設立された法人その他の団体（第二号において「外国法人等」という。）であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

一 組合員がその総株主等の議決権（外国における協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第四条第一項に規定する総株主等の議決権に相当するものをいう。次号において同じ。）の百分の五十を超える議決権（外国における同項に規定する議決権に相当するものをいう。同号において同じ。）を保有しているもの

二 その本国（当該外国法人等の設立に当たつて準拠した法令を制定した国をいう。）の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、組合員がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権の保有が認められない外国法人等であつて、人的関係、財産の拠出に係る関係その他の関係において当該組合員と密接な関係を相当程度有するものとして内閣府令で定めるもの

（預金等の受入れを行う協同組合連合会の会員以外の者に対する資金の貸付け等）

第十五条 法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会が同条第六項の規定により行うことができる法第九条の八第二項第五号の資金の貸付け及び手形の割引は、次に掲げる資金の貸付け及び手形の割引で協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項第三号の規定による金融庁長官の認可を受けたものとする。

第五十号の二第二項	取締役及び理事又は監事	第五十号の二第二項	取締役及び理事又は監事
第五十号の二第三項	監査役	第五十号の二第三項	監査役
第五十号の二第四項	営業所	第五十号の二第四項	営業所
第五十号の二第五項	事務所	第五十号の二第五項	事務所
第五十号の二第六項	資本金の額	第五十号の二第六項	資本金の額
第五十号の二第七項	出資の総額	第五十号の二第七項	出資の総額
第五十号の二第八項	取締役若しは理事又は監事	第五十号の二第八項	取締役若しは理事又は監事

一 会員である信用協同組合の組合員に対する資金の貸付け及び手形の割引

二 国に対する資金の貸付け

三 預金保険機構に対する資金の貸付け

四 金融機関に対する資金の貸付け及び手形の割引

五 会員以外の者（前各号に規定する者を除く。）に対する資金の貸付け及び手形の割引

2 前項第五号に掲げる資金の貸付け及び手形の割引の額の合計額は、法第九条の九第一項第一号の事業を行う当該協同組合連合会の預金その他の内閣府令で定めるものの総額の百分の二十に相当する金額を超えてはならない。（信託に係る事務に関する事業等に関する法令の適用）

第十六条 法第九条の八第七項第四号及び第九号の九第六項第十号に掲げる事業に関しては、信託業法（平成十六年法律第五十四号）第五十条の二の規定の適用については、信用協同組合等（信用協同組合又は法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下この条及び第二十六条において同じ。）を信託業法第五十条の二第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、同条第十二項の規定により適用する同法第十一項第一項中「本店」とあるのは、「主たる事務所」と、同法第五十条の二第二項中「営業所」とあるのは、「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十条の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

第五十号の二第三項	商号	第五十号の二第三項	名称
第五十号の二第二項	資本金の額	第五十号の二第二項	出資の総額
第五十号の二第三項	取締役及び理事又は監事	第五十号の二第三項	取締役及び理事又は監事
第五十号の二第四項	営業所	第五十号の二第四項	事務所
第五十号の二第五項	事務所	第五十号の二第五項	事務所
第五十号の二第六項	資本金の額	第五十号の二第六項	資本金の額
第五十号の二第七項	出資の総額	第五十号の二第七項	出資の総額
第五十号の二第八項	取締役若しは理事又は監事	第五十号の二第八項	取締役若しは理事又は監事

会計参与又は監査役を行うすべての項の表第三十四条第二項の項

第五十号の二第十二項又は監査役は執行役員又は監査役

第五十号の二第十二項若しくは監査役又は業務を執行する社員

第五十号の二第十二項若しくは監査役又は業務を執行する社員

第五十号の二第十二項若しくは監査役又は業務を執行する社員

第五十号の二第十二項若しくは監査役又は業務を執行する社員

第五十号の二第十二項若しくは監査役又は業務を執行する社員

第五十号の二第十二項若しくは監査役又は業務を執行する社員

第五十号の二第十二項若しくは監査役又は業務を執行する社員

第五十号の二第十二項若しくは監査役又は業務を執行する社員

第五十号の二第十二項若しくは監査役又は業務を執行する社員

第五十号の二第十二項若しくは監査役又は業務を執行する社員

第五十号の二第十二項若しくは監査役又は業務を執行する社員

第五十号の二第十二項若しくは監査役又は業務を執行する社員

第五十号の二第十二項若しくは監査役又は業務を執行する社員

第五十号の二第十二項若しくは監査役又は業務を執行する社員

第五十号の二第十二項若しくは監査役又は業務を執行する社員

第五十号の二第十二項若しくは監査役又は業務を執行する社員

第五十号の二第十二項若しくは監査役又は業務を執行する社員

第五十号の二第十二項若しくは監査役又は業務を執行する社員

第五十号の二第十二項若しくは監査役又は業務を執行する社員

第五十号の二第十二項若しくは監査役又は業務を執行する社員

第五十号の二第十二項若しくは監査役又は業務を執行する社員

第五十号の二第十二項若しくは監査役又は業務を執行する社員

第五十号の二第十二項若しくは監査役又は業務を執行する社員

第五十号の二第十二項若しくは監査役又は業務を執行する社員

第五十号の二第十二項若しくは監査役又は業務を執行する社員

第五十号の二第十二項若しくは監査役又は業務を執行する社員

第五十号の二第十二項若しくは監査役又は業務を執行する社員

第五十号の二第十二項若しくは監査役又は業務を執行する社員

3 社員募集の受託等事業に関しては、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、信用協同組合等（同法第三条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。）（特定共済組合連合会となる協同組合連合会の範囲）

第十七条 法第九条の九第四項の政令で定める基準は、会員たる組合の組合員の総数が千人であることとする。

第十八条 法第三十五号第六項の政令で定める基準は、事業年度の開始の時に係る組合員（協同組合連合会（法第九条の九第一項第一号の事業を行うものを除く。）にあつては、会員たる組合の組合員。以下この条において同じ。）の総数（共済事業を行う事業協同組合であつて組合を組合員に含むものにあつては、当該事業協同組合の組合員の数に当該事業協同組合の構成組合の組合員の数を加えた数から当該事業協同組合の構成組合の数を減じた数とする。以下この条において同じ。）が千人であることとする。

2 組合（信用協同組合及び法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を除く。以下この条において同じ。）の事業年度の開始の時における組合員の総数が新たに千人を超えることとなつた場合においては、当該事業年度の開始後最初に召集される通常総会の終了の時までは、当該組合は、法第三十五号第六項の政令で定める基準を超える組合に該当するものとみなす。

3 組合の事業年度の開始の時における組合員の総数が新たに千人以下となつた場合においては、当該事業年度の開始後最初に召集される通常総会の終了の時までは、当該組合は、法第三十五号第六項の政令で定める基準を超える組合に該当するものとみなす。

2 組合（信用協同組合及び法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を除く。以下この条において同じ。）の事業年度の開始の時における組合員の総数が新たに千人を超えることとなつた場合においては、当該事業年度の開始後最初に召集される通常総会の終了の時までは、当該組合は、法第三十五号第六項の政令で定める基準を超える組合に該当するものとみなす。

3 組合の事業年度の開始の時における組合員の総数が新たに千人以下となつた場合においては、当該事業年度の開始後最初に召集される通常総会の終了の時までは、当該組合は、法第三十五号第六項の政令で定める基準を超える組合に該当するものとみなす。

2 組合（信用協同組合及び法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を除く。以下この条において同じ。）の事業年度の開始の時における組合員の総数が新たに千人を超えることとなつた場合においては、当該事業年度の開始後最初に召集される通常総会の終了の時までは、当該組合は、法第三十五号第六項の政令で定める基準を超える組合に該当するものとみなす。

3 組合の事業年度の開始の時における組合員の総数が新たに千人以下となつた場合においては、当該事業年度の開始後最初に召集される通常総会の終了の時までは、当該組合は、法第三十五号第六項の政令で定める基準を超える組合に該当するものとみなす。

2 組合（信用協同組合及び法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を除く。以下この条において同じ。）の事業年度の開始の時における組合員の総数が新たに千人を超えることとなつた場合においては、当該事業年度の開始後最初に召集される通常総会の終了の時までは、当該組合は、法第三十五号第六項の政令で定める基準を超える組合に該当するものとみなす。

3 組合の事業年度の開始の時における組合員の総数が新たに千人以下となつた場合においては、当該事業年度の開始後最初に召集される通常総会の終了の時までは、当該組合は、法第三十五号第六項の政令で定める基準を超える組合に該当するものとみなす。

第十九条 法第三十六号の三第三項の規定により組合の役員職務及び権限について会社法（平

<p>成十七年法律第八十六号)の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <p>読み替える会社法読み替えの字句の規定</p>	<p>第三百五十七條第監視権限定組合(中一 項)</p> <p>設置会小企業等協同組合法第二十七條第八項に規定する監視権限定組合をいう。以下同じ。</p>	<p>第三百八十一條第取締役 二項、第三百八十五條並びに第三百八十六條第一項第一号並びに第二号</p>	<p>第三百八十一條第取締役 二項、第三百八十五條並びに第三百八十六條第一項第一号及び第二号</p>	<p>第三百八十一條第取締役 二項、第三百八十五條並びに第三百八十六條第一項第一号及び第二号に係る部分に限る。</p>	<p>第三百八十一條第取締役 二項、第三百八十五條並びに第三百八十六條第一項第一号及び第二号に係る部分に限る。</p>	<p>第三百八十六條第 四十九條第 十三條</p>	<p>第三百八十六條第 四十九條第 十三條</p>
<p>及び第 三十四條</p>	<p>第三百八十六條第 四十九條第 三十四條</p>	<p>法第三十六條の三第五項の規定により監事の 2 監視の範囲を会計に関するものに限定する旨の 定款の定めがある組合の役員職務及び権限に ついて会社法の規定を準用する場合における同 法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>読み替え読み替え読み替えの字句 の規定 の字句 の字句 の字句</p>	<p>第三百八十一條第 取締役 二項、第三百八十五條並びに第三百八十六條第一項第一号及び第二号</p>	<p>第三百八十一條第 取締役 二項、第三百八十五條並びに第三百八十六條第一項第一号及び第二号</p>	<p>第三百八十六條第 四十九條第 三十四條</p>	<p>第三百八十六條第 四十九條第 三十四條</p>
<p>第一項同法第三十六條の三第四項 (理事会等の招集について準用する会社法の規 定の読替え)</p>	<p>法第三十六條の六第六項(法第六十九 條において準用する場合を含む。)の規定によ り理事会又は清算人会の招集について会社法の 規定を準用する場合における同法の規定に係る 技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>読み替える会社法読み替えの字句 の規定</p>	<p>第三百六十七條第 三項、第三百六十八條第 三項、第三百六十九條第 三項、第三百七十條第 三項</p>	<p>第三百六十七條第 三項、第三百六十八條第 三項、第三百六十九條第 三項、第三百七十條第 三項</p>	<p>第三百六十七條第 三項、第三百六十八條第 三項、第三百六十九條第 三項、第三百七十條第 三項</p>	<p>第三百六十七條第 三項、第三百六十八條第 三項、第三百六十九條第 三項、第三百七十條第 三項</p>	<p>第三百六十七條第 三項、第三百六十八條第 三項、第三百六十九條第 三項、第三百七十條第 三項</p>
<p>第四百二十六條第 二項、第四百二十七條 第 三項、第四百二十八條 第 八項</p>	<p>第四百二十六條第 二項、第四百二十七條 第 三項、第四百二十八條 第 八項</p>	<p>取締役(業務組合員外理事(組 執行取締役等合の理事であつて、 であるものを当該組合の組合員 除く)、会計又は組合員である 参与、監査役法人の役員でない 又は会計監査ものをいう。以下 人(以下この同じ。又は監事 及び第九百 十一條第三項 第二十五号に おいて「非業 務執行取締役 等」という。)</p>	<p>第四百二十七條第 三項、第四百二十八條 第 八項、第四百二十九條 第 三項、第四百三十條 第 三項</p>	<p>第四百二十七條第 三項、第四百二十八條 第 八項、第四百二十九條 第 三項、第四百三十條 第 三項</p>	<p>第四百二十七條第 三項、第四百二十八條 第 八項、第四百二十九條 第 三項、第四百三十條 第 三項</p>	<p>第四百二十七條第 三項、第四百二十八條 第 八項、第四百二十九條 第 三項、第四百三十條 第 三項</p>	<p>第四百二十七條第 三項、第四百二十八條 第 八項、第四百二十九條 第 三項、第四百三十條 第 三項</p>

第四百二十七条第四号中小企業等協同組
 法第四十条及び合法法第三十八條の
 第五項 第二八項
 (役員等の責任を追及する訴えについて準用す
 る会社法の規定の読替え)
 第二十二條 法第三十九條(法第四十條の二第五
 項において準用する場合を含む。)の規定によ
 り役員又は会計監査人の責任を追及する訴えに
 ついて会社法の規定を準用する場合における同
 法の規定に係る技術的読替えは、次の表のお
 りとする。

読み替読み替えられる字句 読み替える字 句	読み替える字 句	読み替える字 句	読み替える字 句
第八百監査役設置会社 第四十九 第三 第一 号	監査権限限定 組合(中小企 業等協同組合 法第二十七條 第八項に規定 する監査権限 限定組合をい う。以下同じ)以外の組合	監査権限限定 組合(中小企 業等協同組合 法第二十七條 第八項に規定 する監査権限 限定組合をい う。以下同じ)以外の組合	第八百監査役設置会社 第四十九 第三 第一 号

する場合にあっては、法第四十條の二第二項に
 おいて準用する会社法第四百三十九條の規定に
 より通常総会に報告された貸借対照表をいい、
 組合の成立後最初の通常総会までの間において
 は、法第四十條第一項の貸借対照表をいう。)の
 負債の部に計上した額の合計額が二百億円で
 あることとする。
 (会計監査人の監査を要する組合について準用
 する会社法の規定の読替え)
 第二十四條 法第四十條の二第二項の規定により
 会計監査人の監査を要する組合について会社法
 の規定を準用する場合における同法の規定に係
 る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法読み替えら れる字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句
第四百三十九條 設置会社	会計監査人 組合(中小企 業等協同組合 法第二十七條 第八項に規定 する監査権限 限定組合をい う。以下同じ)	会計監査人 組合(中小企 業等協同組合 法第二十七條 第八項に規定 する監査権限 限定組合をい う。以下同じ)	第四百三十九條 設置会社

第四百四十四條第
 五項
 設置会社
 取締役会
 置会社であ
 る場合に
 取締役会
 理事会
 第四百四十四條第
 六項
 設置会社
 取締役会
 置会社であ
 る場合に
 取締役会
 理事会
 第四百四十四條第
 七項
 取締役
 理事会

第四百四十四條第 五項 設置会社 取締役会 置会社であ る場合に 取締役会 理事会	第四百四十四條第 六項 設置会社 取締役会 置会社であ る場合に 取締役会 理事会	第四百四十四條第 七項 取締役 理事会	第四百四十四條第 五項 設置会社 取締役会 置会社であ る場合に 取締役会 理事会
----------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------	------------------------------	----------------------------------------------------------------

附
 属
 明
 細
 び
 そ
 の
 子
 会
 社
 等
 か
 ら
 成
 る
 計
 算
 書
 類
 況
 を
 示
 す
 た
 め
 に
 必
 要
 か
 つ
 並
 び
 に
 連
 適
 当
 な
 も
 の
 と
 し
 て
 主
 務
 省
 結
 算
 書
 令
 で
 定
 め
 る
 も
 の
 を
 い
 う。
 第三百九十
 六條第二項
 取締役及理事及び監事並びに
 び会計参
 与並びに
 支配人そ
 の他の
 第三百九十
 六條第三項
 設置会
 並びに第五
 項第二号及
 び第三号
 第三百九十
 六條第三項
 設置会
 並びに第五
 項第二号及
 び第三号
 第三百九十
 六條第三項
 設置会
 並びに第五
 項第二号及
 び第三号

読み替える会社法読み替えら れる字句	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句
第三百三十 七條第三項 第二号 第三百四十 四條第一項 置会社 第三百四十 四條第二項 監査役 第三百九十 六條第一項 めるとこ ろ 計算書類 及びその 算関係書類 (当該組合及	子会社等(中小企業等協 同組合法第六十一條の二 第二項に規定する子会社 等をいう。以下同じ。) 中小企業等協同組合法第 四十四條第一項及び四 十條の二第二項に規定す る会計監査人の監査を要 する組合をいう。以下同 じ。) 監事 監査役が 監事 中小企業等協同組合法第 三十九條の二第二項の規 定及び同法第二項におい て 第一項の規定 計算書類 及びその 算関係書類 (当該組合及	子会社等(中小企業等協 同組合法第六十一條の二 第二項に規定する子会社 等をいう。以下同じ。) 中小企業等協同組合法第 四十四條第一項及び四 十條の二第二項に規定す る会計監査人の監査を要 する組合をいう。以下同 じ。) 監事 監査役が 監事 中小企業等協同組合法第 三十九條の二第二項の規 定及び同法第二項におい て 第一項の規定 計算書類 及びその 算関係書類 (当該組合及	第三百三十 七條第三項 第二号 第三百四十 四條第一項 置会社 第三百四十 四條第二項 監査役 第三百九十 六條第一項 めるとこ ろ 計算書類 及びその 算関係書類 (当該組合及

第二十三條 法第四十條の二第一項の政令で定め
 る基準は、最終の貸借対照表(同法第二項にお
 いて準用する会社法第四百三十九條前段に規定

(会計監査人の監査を要する組合の範囲)
 第四百六十五條第二項
 第四百六十四條第
 一項
 第四百四十四條第
 四項
 監査役
 監事

第四百四十四條第
 四項
 監査役
 監事

第四百二十六
 條第一項
 前條第一項
 同法第四十條の二第
 四項において準用す

第四百二十六条第二項	前条第三項	中小企業等協同組合 法第四十条の二第四項において準用する同法第三十八条の二第七項	取締役の理事の
第四百二十六条第三項	取締役会設置会社は、取締役会の決議	取締役は	取締役会設置会社は、取締役会の決議
第四百二十六条第七項	取締役は	理事は	取締役は
第四百二十六条第八項	前条第四項及び第五項	中小企業等協同組合 法第四十条の二第四項において準用する同法第三十八条の二第六項各号	前条第二項各号
第四百二十七条第一項	取締役（業務執行取締役等）を除く。会計参与、監査役又は会計監査人（以下この条及び第九十一条第三項第二十五号において「非業務執行取締役等」という。）	取締役（業務執行取締役等）を除く。会計参与、監査役又は会計監査人（以下この条及び第九十一条第三項第二十五号において「非業務執行取締役等」という。）	非業務執行取締役等が

第四百二十七条第四項	非業務執行会計監査人と 取締役等と	組合の理事若しくは監事又はその子会社	同項に規定する取締役	第四百二十七条第四項第二号	中小企業等協同組合 法第四十条の二第四項において準用する同法第三十八条の二第六項第一号及び第二号
第四百二十七条第五項	非業務執行会計監査人と 取締役等と	組合の理事若しくは監事又はその子会社	同項に規定する取締役	第四百二十七条第五項	中小企業等協同組合 法第四十条の二第四項において準用する同法第三十八条の二第六項第一号及び第二号

4 法第四十条の二第四項の規定により会計監査人の責任については、同項第二号中「監事」とあるのは、「監事又は会計監査人」と読み替えるものとする。
第二十五条 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法（法第十一条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電

磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 一 法第四十二条第四項
 二 法第四十二条第七項
 三 法第四十五条第三項
 四 法第四十五条第七項
 2 前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けたい旨の申出があったときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
 （出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）
第二十六条 法第五十六条の二第二項（法第六十三條の四第五項、第六十三條の五第七項及び第六十三條の六第五項の規定により準用する場合を含む。）に規定する政令で定める債権者は、保護預り契約に係る債権者その他の信用協同組合等の事業に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で主務省令で定めるものとする。
 （行政庁の認可を要しない事業の譲渡又は譲受け）
第二十七条 法第五十七条の三第五項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる業務のみに係る事業の譲渡又は譲受けとする。
 一 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他の金銭に係る事務の取扱
 二 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 三 両替
 （子金融機関等の範囲）
第二十七条の二 法第五十八条の五の二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。
 一 当該組合の子法人等（法百五条の三第三項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）
 二 当該組合の関連法人等
 2 法第五十八条の五の二第二項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。
 一 外国保険会社等（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。）
 二 少額短期保険業者（保険業法第二十条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。）
 三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法

第四百七十八条第一項及び第二項	中小企業等協同組合 法第六十八条第一項	読み替える会社読み替える字句	読み替える会社読み替える字句
第四百七十八条第二項	中小企業等協同組合 法第六十八条第一項	読み替える会社読み替える字句	読み替える会社読み替える字句
第四百七十八条第三項	中小企業等協同組合 法第六十八条第一項	読み替える会社読み替える字句	読み替える会社読み替える字句
第四百七十八条第四項	中小企業等協同組合 法第六十八条第一項	読み替える会社読み替える字句	読み替える会社読み替える字句

3 第一項第二号に規定する「関連法人等」とは、組合（当該組合の子法人等を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該組合の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（会社その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいい、子法人等を除く。）として主務省令で定めるものをいう。
 （組合の解散及び清算等について準用する会社法の規定の読替え）
第二十八条 法第六十九条の規定により組合の解散及び清算について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（保険会社（保険業法第二条第二項に規定する保険会社をいう。次号において同じ。）、銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。次号において同じ。）、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次号において同じ。）及び前二号に掲げる者を除く。）
 四 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う者（保険会社、銀行、金融商品取引業者及び前三号に掲げる者を除く。）
 イ 保険業法第二条第一項に規定する保険業
 ロ 銀行法第二条第二項に規定する銀行業
 ハ 金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業
 金融商品取引業
 金融商品取引業

十 条項、第二百二十条第五項、条において準用
 第四第二十三條の二第二條の二第二條第三十
 項、第二百八十六條の二第二條の二第四項
 第二項、第四百二十四條
 (第四百八十六條第四項
 において準用する場合を
 含む)、第四百六十二條
 第三項(同項ただし書に
 規定する分配可能額を超
 えない部分について負
 義務に係る部分に限る)、
 第四百六十四條第二項
 及び第四百六十五條第
 二項

5 法第六十九條の規定により監査権限定組合
 の清算人について会社法の規定を準用する場合
 における同法の規定に係る技術的読替えは、次
 の表のとおりとする。

読み替え読み替え読み替える字句 の会社法られる字 句	読み替え読み替え読み替える字句 の会社法られる字 句
第三百五十三條第四項中小企業等協同組合法第六 十三條 十九條第九條において準用する同 法第三十六條の八第二項	読み替え読み替え読み替える字句 の会社法られる字 句
第三百六六條取締役会監査権限定組合(中小企 業等協同組合法第二十七條 第十四條 設置会社 第八項に規定する監査権限 限定組合をいう。)	読み替え読み替え読み替える字句 の会社法られる字 句

(紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法
 律の規定による指定)

第二十八條の二 法第六十九條の二第二項第二号
 及び第四号二、法第六十九條の四において準用
 する保険業法第三百八條の六及び第三百八條の
 二十三第三項並びに法第六十九條の五において
 準用する銀行法第五十二條の六十六及び第五十
 二條の八十三第三項に規定する政令で定めるも
 のは、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引法第五十六條の三十九第一
 項の規定による指定
- 二 第二十八條の四各号に掲げる指定
 (異議を述べた特定共済事業協同組合等の数の
 特定共済事業協同組合等の総数に占める割合
 等)

第二十八條の三 法第六十九條の二第一項第八号
 に規定する政令で定める割合は、三分の一とす
 る。
 (名称の使用制限の適用除外)
 第二十八條の四 法第六十九條の四において準用
 する保険業法第三百八條の十七及び法第六十九

條の五において準用する銀行法第五十二條の七
 十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げ
 る指定のいずれかを受けた者とする。

- 一 無尽業法(昭和六年法律第四十二號) 第三
 十五條の二第二項の規定による指定
- 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律
 (昭和十八年法律第四十三號) 第十二條の二
 第一項の規定による指定
- 三 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三
 十二號) 第九十二條の六第一項の規定による
 指定
- 四 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二
 百四十二號) 第一百八十八條第一項の規定による
 指定

- 五 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十
 八號) 第八十五條の十二第一項の規定による
 指定
- 六 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八
 十七號) 第十六條の八第一項の規定による
 指定
- 七 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十
 七號) 第八十九條の十三第一項の規定による
 指定
- 八 銀行法第五十二條の六十二第一項の規定に
 よる指定
- 九 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二號)
 第四十一條の三十九第一項の規定による指定
- 十 保険業法第三百八條の二第二項の規定によ
 る指定
- 十一 金融サービスの提供に関する法律(平成
 十二年法律第一〇一號) 第五十一條第一項の規
 定による指定
- 十二 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十
 三號) 第九十五條の六第一項の規定による
 指定
- 十三 信託業法第八十五條の二第一項の規定に
 よる指定
- 十四 資金決済に関する法律(平成二十一年法
 律第五十九號) 第九十九條第一項の規定によ
 る指定

(指定特定共済事業等紛争解決機関について準
 用する保険業法の規定の読替え)
 第二十八條の五 法第六十九條の四の規定により
 指定特定共済事業等紛争解決機関(同条に規定
 する指定特定共済事業等紛争解決機関をいう。)
 について保険業法第三百八條の八第一項の規定
 を準用する場合には、同項中「商号、名
 称又は氏名」とあるのは、「名称」と読み替え
 るものとする。
 (指定信用事業等紛争解決機関について準用す
 る銀行法の規定の読替え)
 第二十八條の六 法第六十九條の五の規定により
 指定信用事業等紛争解決機関(同条に規定する
 指定信用事業等紛争解決機関をいう。))につい
 て銀行法第五十二條の六十八第一項の規定を準
 用する場合には、同項中「商号」とある
 のは、「名称」と読み替えるものとする。
 (内閣総理大臣から金融庁長官へ委任される権
 限から除かれる権限)
 第二十九條 法第六十九條第二項に規定する政令
 で定める権限は、法第九條の九第一項第一号又
 は第三号の事業を行う協同組合連合会に対する
 権限のうち次に掲げるもの並びに事業協同組
 合、事業協同小組合及び協同組合連合会のうち
 その組合員の資格として定款に定める事業が金
 融庁長官の所管に属しないものに係る権限とす
 る。

- 一 法第二十七條の二第一項の規定による設立
 の認可
- 二 法第六十六條第二項の規定による解散の命令
- 三 法第六十六條の二第四項及び第五項の規定に
 よる設立の認可の取消し
 (都道府県が処理する事務)

うち次の各号に掲げるものは、当該各号に定め
 る都道府県知事が行うこととする。

- 一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組
 合連合会(法第九條の九第一項第一号又は第
 三十三號の事業を行うものを除く。以下この項に
 において同じ。)でその組合員の資格として定
 款に定められる事業の全部又は一部が貸金業
 法第二條第一項に規定する貸金業であるもの
 (その地区が都道府県の区域を超えるものに
 限る。)に関する内閣総理大臣の権限に属す
 る事務 その主たる事務所の所在地を管轄す
 る都道府県知事
- 二 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組
 合連合会でその組合員の資格として定款に定
 められる事業の一部が財務大臣の所管に属す
 るものであつてその行う事業として定款に定
 められる事業に財務大臣の所管に属する事業
 及び財務大臣の所管に属する事業と密接に関
 連する事業を含まないもの(その地区が都道
 府県の区域を超えるものを除く。)に関する
 財務大臣の権限に属する事務 その主たる事
 務所の所在地を管轄する都道府県知事
- 三 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組
 合連合会でその組合員の資格として定款に定
 められる事業(職業紹介事業、労働者供給事
 業及び労働者派遣事業を除く。)の全部又は
 一部が厚生労働大臣の所管に属するもの(全
 国を地区とするものを除く。)に関する厚生
 労働大臣の権限に属する事務 その主たる事
 務所の所在地を管轄する都道府県知事
- 四 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組
 合連合会でその組合員の資格として定款に定
 められる事業の全部又は一部が農林水産大
 臣、経済産業大臣又は国土交通大臣の所管に
 属するもの(全国を地区とするものを除く。)
 に関する農林水産大臣、経済産業大臣又は国
 土交通大臣の権限に属する事務 その主たる
 事務所の所在地を管轄する都道府県知事

前項の場合においては、法中同項に規定する
 事務に係る行政庁に関する規定は、都道府県知
 事に関する規定として都道府県知事に適用があ
 るものとする。
 (権限の委任)
 第三十一條 法第九條の二第七項、法第九條の二
 の三、第九條の六の二第二項及び第四項並びに
 第九條の七の二第二項、第二項及び第五項(こ
 れらの規定を法第九條の九第五項において準用

するものとする。)
 第二十九條の二 法第六十九條の二第二項に規定する政令
 で定める権限は、法第九條の九第一項第一号又
 は第三号の事業を行う協同組合連合会に対する
 権限のうち次に掲げるもの並びに事業協同組
 合、事業協同小組合及び協同組合連合会のうち
 その組合員の資格として定款に定める事業が金
 融庁長官の所管に属しないものに係る権限とす
 る。

- 一 法第二十七條の二第一項の規定による設立
 の認可
- 二 法第六十六條第二項の規定による解散の命令
- 三 法第六十六條の二第四項及び第五項の規定に
 よる設立の認可の取消し
 (都道府県が処理する事務)

前項の場合においては、法中同項に規定する
 事務に係る行政庁に関する規定は、都道府県知
 事に関する規定として都道府県知事に適用があ
 るものとする。
 (権限の委任)
 第三十一條 法第九條の二第七項、法第九條の二
 の三、第九條の六の二第二項及び第四項並びに
 第九條の七の二第二項、第二項及び第五項(こ
 れらの規定を法第九條の九第五項において準用

するものとする。)
 第二十九條の二 法第六十九條の二第二項に規定する政令
 で定める権限は、法第九條の九第一項第一号又
 は第三号の事業を行う協同組合連合会に対する
 権限のうち次に掲げるもの並びに事業協同組
 合、事業協同小組合及び協同組合連合会のうち
 その組合員の資格として定款に定める事業が金
 融庁長官の所管に属しないものに係る権限とす
 る。

- 一 法第二十七條の二第一項の規定による設立
 の認可
- 二 法第六十六條第二項の規定による解散の命令
- 三 法第六十六條の二第四項及び第五項の規定に
 よる設立の認可の取消し
 (都道府県が処理する事務)

(指定特定共済事業等紛争解決機関について準
 用する保険業法の規定の読替え)
 第二十八條の五 法第六十九條の四の規定により
 指定特定共済事業等紛争解決機関(同条に規定
 する指定特定共済事業等紛争解決機関をいう。)
 について保険業法第三百八條の八第一項の規定
 を準用する場合には、同項中「商号、名
 称又は氏名」とあるのは、「名称」と読み替え
 るものとする。
 (指定信用事業等紛争解決機関について準用す
 る銀行法の規定の読替え)
 第二十八條の六 法第六十九條の五の規定により
 指定信用事業等紛争解決機関(同条に規定する
 指定信用事業等紛争解決機関をいう。))につい
 て銀行法第五十二條の六十八第一項の規定を準
 用する場合には、同項中「商号」とある
 のは、「名称」と読み替えるものとする。
 (内閣総理大臣から金融庁長官へ委任される権
 限から除かれる権限)
 第二十九條 法第六十九條第二項に規定する政令
 で定める権限は、法第九條の九第一項第一号又
 は第三号の事業を行う協同組合連合会に対する
 権限のうち次に掲げるもの並びに事業協同組
 合、事業協同小組合及び協同組合連合会のうち
 その組合員の資格として定款に定める事業が金
 融庁長官の所管に属しないものに係る権限とす
 る。

- 一 法第二十七條の二第一項の規定による設立
 の認可
- 二 法第六十六條第二項の規定による解散の命令
- 三 法第六十六條の二第四項及び第五項の規定に
 よる設立の認可の取消し
 (都道府県が処理する事務)

する場合を含む。）、法第九条の七の五第一項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第三百五条第一項、第三百六条及び第三百七条第一項第三号並びに法第九条の九第四項、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の三第五項、第五十七条の五、第五十八条の七第二項及び第三項、第五十八条の八、第六十二条第二項及び第四項、第六十六条第一項、第九十六条第五項、第九十七条、第九十八条、第九十九条第一項及び第二項、第一百零一条の三第一項から第四項まで、第一百五十五条の三第一項から第四項まで、第一百六条の四第一項から第四項まで、（第三項を除く。）並びに第六六条の三の規定による行政庁の権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

- 一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。次号及び第三号において同じ。）でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するもの（全国を地区とするもの及び前条第一項第二号に定めるものを除く。）に関する財務大臣の権限並びに企業組合でその行う事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するものに関する財務大臣の権限 その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下同じ。）、税関長又は国税局長
- 二 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会での組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が環境大臣の所管に属するもの（全国を地区とするものを除く。）に関する環境大臣の権限 その主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長
- 三 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会での組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が金融庁長官の所管に属するもの（全国を地区とするもの及び前条第一項第一号に定めるものを除く。）に関する内閣総理大臣の権限のうち法第一百一条第二項の規定により金融庁長官に委任されたもの、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長

四 信用協同組合及び法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会（全国を地区とするものを除く。）に関する内閣総理大臣の権限のうち法第一百一条第二項の規定により金融庁長官に委任されたもの、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（主務省令）

第三十二条 この政令における主務省令は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（法第九条の九第一項第一号の事業を行うものを除く。）に関しては、その組合員の資格として定款に定められる事業を所管する大臣が共同で発する命令
- 二 信用協同組合及び法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会に関しては、内閣府令
- 三 企業組合に関しては、その行う事業を所管する大臣が共同で発する命令

附則

- 1 この政令は、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第八十六号）以下「改正法」という。の施行の日（昭和三十三年四月一日）から施行する。
 - 2 中小企業等協同組合法による主務大臣の権限の委任に関する政令（昭和二十四年政令第二百六十号）は、廃止する。
 - 3 一部改正法附則第三条第四項の規定による主務大臣の権限のうち都道府県の区域を地区とする火災共済協同組合に関するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に委任されるものとする。ただし、都道府県知事が当該権限を行う場合には、あらかじめ主務大臣に協議するものとする。
- 附則（昭和三十四年九月一五日政令第二九九号）
この政令は、公布の日から施行する。
- 附則（昭和三十八年四月二五日政令第一四四号）抄
この政令は、昭和三十八年五月一日から施行する。
- 附則（昭和五三年七月五日政令第二八二号）抄
（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。
- 附則（昭和五五年八月二九日政令第二二五号）
この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第七十九号）の施行の日（昭和五十五年九月八日）から施行する。

附則（昭和五六年三月二七日政令第四四二号）
（施行期日）
この政令は、地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（昭和五十六年四月一日）から施行する。

- 1 この政令は、地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（昭和五十六年四月一日）から施行する。
- 2 改正法の施行前に新潟海運局長が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、改正法による改正後のそれぞれ法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこの政令による改正後のそれぞれ法律若しくはこれに基づく命令の規定により新潟海運監理部長がした処分等とみなす。
- 3 改正法の施行前に新潟海運局長に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、改正法による改正後のそれぞれ法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこの政令による改正後のそれぞれ法律若しくはこれに基づく命令の規定により新潟海運監理部長に対してした申請等とみなす。

附則

- 附則（昭和五六年六月二日政令第二〇九号）
この政令は、公布の日から施行する。
- 附則（昭和五八年八月一〇日政令第一八一号）抄
（施行期日）
この政令は、法の施行の日（昭和五十八年十一月一日）から施行する。
- 附則（昭和五九年六月六日政令第一七六号）抄
（施行期日）
この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。
- 附則（昭和五十九年八月一〇日政令第二二六号）抄
（経過措置）
この政令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この政令の施行前に同表の上欄

北海道運送局長	北海道運送局長
東北海運局長（山形県又は秋田県又は秋田県に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）	東北海運局長
東北海運局長（山形県又は秋田県又は秋田県に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）	東北海運局長
新潟海運監理部長	新潟海運監理部長
関東海運局長	関東海運局長
東海海運局長	中部海運局長
近畿海運局長	近畿海運局長
中国海運局長	中国海運局長
四国海運局長	四国海運局長
九州海運局長	九州海運局長
神戸海運局長	神戸海運監理部長
札幌海運局長	北海道運送局長
仙台海運局長	東北海運局長
新潟海運局長	新潟海運局長
東京海運局長	関東海運局長
名古屋海運局長	中部海運局長
大阪海運局長	近畿海運局長
広島海運局長	中国海運局長
高松海運局長	四国海運局長
福岡海運局長	九州海運局長

附則

- 附則（昭和五九年六月一九日政令第一九三号）
この政令は、公布の日から施行する。
- 附則（昭和五九年八月一〇日政令第二二六号）
（施行期日）
この政令は、中小企業等協同組合法及びこの政令による改正前の中小企業等協同組合法施行令の規定又は中小企業団体の組織に関する法律及びこの政令による改正前の中小企業団体の組織に関する法律若しくは地方農政局長、通商産業大臣若しくは通商産業局長又は運輸大臣若しくは

は地方運輸局長に対してなされている認可の申請その他の行為に係る行政事務に関しては、なお従前の例による。

附則 (昭和六〇年三月五日政令第二四号) 抄

第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則 (昭和六二年七月二四日政令第二六四号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二年二月一八日政令第三五九号)

1 この政令は、平成二年十二月二十五日から施行する。

2 この政令の施行の際現に中小企業等協同組合及びこの政令による改正前の中小企業等協同組合法施行令の規定又は中小企業団体の組織に関する法律及びこの政令による改正前の中小企業団体の組織に関する法律施行令の規定により財務局長若しくは福岡財務支局長、税関長、国税局長、通商産業局長又は地方運輸局長に対してなされている認可の申請その他の行為に係る行政事務に関しては、なお従前の例による。

附則 (平成五年三月三日政令第二九号) 抄

第一条 この政令は、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成四年法律第八十七号。以下「制度改革法」という。)の施行の日(平成五年四月一日)から施行する。

附則 (平成五年八月四日政令第二七三号)

この政令は、平成五年十月一日から施行する。

附則 (平成六年九月一九日政令第三〇三号) 抄

第一条 この政令は、行政手続法の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。

附則 (平成七年二月六日政令第三九九号) 抄

第一条 この政令は、旅行業法の一部を改正する法律(次条第一項において「改正法」という。)

の施行の日(平成八年四月一日)から施行する。

附則 (平成八年九月一三日政令第二七六号) 抄

1 この政令は、自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成八年十二月一日)から施行する。

附則 (平成八年二月一八日政令第三三五号) 抄

第一条 この政令は、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律(以下「健全性確保法」という。)の施行の日(平成九年四月一日)から施行する。

附則 (平成一〇年一月二三日政令第一五五号) 抄

1 この政令は、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第六六号)の施行の日(平成十年二月一日)から施行する。

附則 (平成一〇年五月二七日政令第一八四号)

この政令は、金融監督庁設置法の施行の日(平成十年六月二十二日)から施行する。

附則 (平成一〇年一月二六日政令第三七五号)

1 この政令は、平成十年十二月三日から施行する。

2 この政令の施行の際現に中小企業等協同組合法及びこの政令による改正前の中小企業等協同組合法施行令の規定により地方運輸局長(海運監理部長を含む。)に対してなされている認可の申請その他の行為に係る行政事務に関しては、なお従前の例による。

附則 (平成一〇年二月二五日政令第三九三号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一二年九月二〇日政令第二七六号) 抄

第一条 この政令は、雇用・能力開発機構法(以下「法」という。)の一部の施行の日(平成十一年十月一日)から施行する。

附則 (平成一二年二月二七日政令第四二八号)

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年六月七日政令第二四四号) 抄

第一条 この政令は、平成十二年七月一日から施行する。

附則 (平成一二年六月七日政令第三一一号) 抄

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成一四年三月二〇日政令第五〇号) 抄

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成一四年六月七日政令第二〇〇号) 抄

第一条 この政令は、平成十四年七月一日から施行する。

附則 (平成一四年一〇月三〇日政令第三二一号)

この政令は、鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

附則 (平成一五年一月二二日政令第一三三号) 抄

第一条 この政令は、中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年二月一日)から施行する。

附則 (平成一五年二月二五日政令第一五五号) 抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第三十六条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。

附則 (平成一六年一〇月二九日政令第三三七号) 抄

第一条 この政令は、旅行業法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

附則 (平成一六年一月二二日政令第三五四号) 抄

第一条 この政令は、証券取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に定める日(平成十六年十二月一日)から施行する。

附則 (平成一六年二月二八日政令第四二九号) 抄

第一条 この政令は、法の施行の日(平成十六年十二月三十日)から施行する。

附則 (平成一七年六月一日政令第二〇三三号) 抄

この政令は、施行日(平成十七年十月一日)から施行する。

附則 (平成一七年六月二九日政令第二二八号) 抄

第一条 この政令は、平成十七年十月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第十六条 この政令の施行前に環境大臣が法律の規定によりした登録その他の処分又は通知その他の行為(この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により地方環境事務所に委任された権限に係るものに限る。以下「処分等」という。)は、相当の地方環境事務所長がした処分等とみなし、この政令の施行前に法律の規定により環境大臣に対してした申請、届出その他の行為(この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「申請等」という。)は、相当の地方環境事務所長に対してした申請等とみなす。

2 この政令の施行前に法律の規定により環境大臣に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項(この政令による改正後のそれぞれの政令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。)で、この政令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、当該法律の規定により地方環境事務所長に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、当該法律の規定を適用する。

附則 (平成一八年二月三日政令第一九号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則 (平成十八年三月二十九日政令第八号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、銀行法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

附則 (平成十八年三月二十九日政令第八号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則 (平成十八年三月三十一日政令第一二五号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 目次の改正規定(一)第一款 各事業年度の所得の金額の計算の通則(第十八条の二)／第一款の二 益金の額の計算(一)第一款 益金の額の計算(一)第一款の三を「第十九条」に改める部分及び「株式の処理」を「株式等の処理」に改める部分に限る。(一)第四号の二 第三項第五号の改正規定、同条第六項第六号の改正規定、第七号の改正規定、第九号の二 第四項第二号ロの改正規定(「負債」の下に「(新株予約権に係る義務を含む。)」を加える部分に限る。)、同条第一項第一号二及びホの改正規定、同号へを同号トとし、同号ホの次に次のように加える改正規定、第十一号の改正規定、第十四条第一項の改正規定(同項第七号中「、社債の登記についての登録免許税」を削る部分を除く。)、第十四条の二の改正規定、第十四条の三の改正規定(同条第二項に係る部分を除く。)、第十四条の五 第三号の改正規定、第二編第一章第一節第一款を削る改正規定、第十九条を削る改正規定、第十八条の三の改正規定、同条第十九条とする改正規定、第二十条の改正規定、第二十一条第一項の改正規定、第二十二号の改正規定、第二十二号の二の改正規定(同条第二項第六号を削る部分を除く。)、第二十三条第一項の改正規定(規定する株式

の下に「又は出資」を加える部分、同項第二号イ中「負債」の下に「(新株予約権に係る義務を含む。)」を加える部分、同項第三号中「資本若しくは出資の減少又は」及び「資本若しくは出資の減少による払戻し又は」を「資本の払戻し又は」に改める部分、同号イ中「負債」の下に「(新株予約権に係る義務を含む。)」を加える部分並びに同号ロに係る部分に限る。)、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定(「第二十四条第一項第五号」を「第二十四条第一項第四号」に改める部分を除く。)、同条第四項の改正規定、同条第五項の改正規定、第二十四条の改正規定、第二十四条の二の改正規定(同条第四項第四号に係る部分を除く。)、第二編第一章第一節第一款の二を同節第一款とする改正規定、第六十一条の三の表の第三号の改正規定(「同条第一項第二号ロ」を「同条第一項第二号」に改める部分に限る。)、第六十四条第一項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定、同条第三項の改正規定(「第十四条第一項第八号」を「第十四条第一項第七号」に改める部分に限る。)、同条第四項の改正規定(「第八号」に改める部分に限る。)、第六十六条の改正規定、第六十六条の二の表の第三号の改正規定(「同条第一項第二号ロ」を「同条第一項第二号」に改める部分に限る。)、第六十八号第一項の改正規定、第六十八号の二の改正規定、第七十一条第一項第一号から第三号までの改正規定、同項第四号の改正規定(「前三号」を「前各号」に改める部分及び同号を同項第五号とする部分に限る。)、同項第三号の次に一号を加える改正規定、同条第二項の改正規定(「前項第四号」を「前項第五号」に改める部分に限る。)、第七十三号第一項の改正規定(「第三十七号第三項」を「第三十七号第一項」に改める部分に限る。)、第七十五号及び第七十六号の改正規定、第七十七号第一項の改正規定(同項第一号の三に係る部分及び同項第三号に係る部分を除く。)、第七十七号の二の改正規定、第八十条の改正規定、第八十三号の改正規定、第八十三号の四を削る改正規定、第八十六号の改正規定、第九十六号の改正規定、第二編第一章第一節第二款第十三目の次に二目を加える改正規定(「第十三目の二に係る部分に限る。)、第一百十

三条第一項第一号の改正規定、第一百四十四条の改正規定、第一百七十七条の改正規定、第一百九条第一項第二号から第四号までの改正規定、同項第五号の改正規定、同項第六号の改正規定、同項第八号を同項第二十二号とし、同項第七号の次に十四号を加える改正規定(「第十二号から第二十一号までに係る部分に限る。)、同条第三項の改正規定、第一百九条の二 第二項第一号の改正規定、第一百九条の三 第三項の改正規定(「資本の減少による払戻し」を「資本の払戻し」に、「減資等」を「資本の払戻し等」に改める部分に限る。)、同条第八項の改正規定(同項を同条第九項とする部分を除く。)、同条第五項の改正規定(同項を同条第六項とする部分を除く。)、第一百九条の四 第一項の改正規定(「株式分割等」を「併合」に改める部分及び「払戻し」を「資本の払戻し」に改める部分に限る。)、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に一号を加える改正規定、第一百九条の八の改正規定、同条の次に一号を加える改正規定、第一百九条の九の見出しの改正規定、同条第二項の改正規定、第二百一十一条の五に一項を加える改正規定、第二百二十二条の十四 第六項第二号の改正規定、第二百二十三号の九 第七項第二号の改正規定、第二百二十三号の二 次に加える改正規定、第二百二十三号の三に第一項から第三項までとして三項を加える改正規定(「第三項に係る部分に限る。)、第二百二十三号の七の改正規定、第二百二十三号の八 第七項第二号の改正規定、第二百二十三号の九 第九項第一号の改正規定、第二編第一章第一節第二款の三 中同条の次に二条を加える改正規定(「第二百二十三号の十に係る部分に限る。)、第二百三十六号の二(見出しを含む。))の改正規定、第二百三十九号の三(見出しを含む。))の改正規定、第四百十条の二の改正規定(同条第四項に係る部分及び同条第五項に係る部分を除く。)、第四百四十一条第三項の改正規定、第四百四十二条第五項第三号の改正規定、第四百四十六号第一項の改正規定(同項第一号に係る部分及び同項第二号に係る部分を除く。)、第四百四十七号第二項の改正規定、第四百五十号の三 第一項第一号の改正規定(同号イに係る部分及び同号ロに係る部分を除く。)、同項第二号イの改正規定(「株式の数又は出資の金額」を「株式又は出資の数又は金額」に改める部

分を除く。)、同条第二項の改正規定、第四百五十四号の三の改正規定、第四百五十五号の六 第六項第一号の改正規定(「返品調整引当金」の下に「、第五十四号第四項(新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等)」を加える部分に限る。)、同項第二号の改正規定(「減資等」を「資本の払戻し等」に改め、「含む。」の下に「、第二百二十三号の十 第九項(非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等)」を加える部分に限る。)、同条第二項の表の法第五十条第六項、第五十二条第六項及び第五十三条第五項の項の次に次のように加える改正規定、同表の第二百二十三号の九 第二項の項の次に次のように加える改正規定、第二百五十五号の七の改正規定、第二百五十五号の八の改正規定、第二百五十五号の九の改正規定、第二百五十五号の十の改正規定、第二百五十五号の十三 第一項の改正規定(「第八十一条の六 第三項」を「第八十一条の六 第一項」に改める部分に限る。)、第二百五十五号の十四の改正規定、第二百五十五号の十六の改正規定、第二百五十五号の二十 第二項第二号の改正規定、第二百五十五号の二十六の改正規定、第二百五十五号の二十八 第五項第三号の改正規定、第二百五十五号の三十五 第五項の改正規定(同項第一号に係る部分及び同項第二号に係る部分を除く。)、第二百五十五号の三十六 第二項の改正規定、第二百五十五号の四十一 第一項第一号の改正規定(同号イに係る部分及び同号ロに係る部分を除く。)、第二百五十六号第一項の改正規定、第二百五十六号の二 第一項の表の第三十七号第一項の項を削る改正規定、同表の第三十七号第三項の項の改正規定(「第三十七号第三項」を「第三十七号第一項(寄附金の損金不算入)」に改める部分に限る。)、同表の第四十七号第一項及び第二項の項の改正規定、同表の第四十七号第三項の項の改正規定、同表の第四十八号第一項の項の改正規定、同表の第四十九号第一項の項の改正規定、同表の第四十九号第二項の項の改正規定、第二百五十六号の二 第三項の表の第二十二号第一項の項の改正規定、第二百五十六号の三 第三項の改正規定(「第六十五号第一項第三号ロ」を「第二百二十六号第一項第三号ロ」に改める部分に限る。)、同条第四項の改正規定、第四百七十七号第二項の改正規定、第四百八十七号第一項の改正規

定、同条第七項第一号の改正規定（「総数」の下に「又は総額」を加える部分を除く。）、同項第二号の改正規定（「総数」の下に「又は総額」を加える部分を除く。）、第百八十八條第一項第八号の改正規定並びに附則第四條第四項第二号の改正規定並びに附則第四條第三項、第六條第四項、第九條、第十條第一項、第十一條第一項から第三項まで及び第五項、第十二條第四項から第六項まで、第十三條、第十五條、第十六條第三項、第十八條、第十九條、第二十一條、第二十三條第二項、第二十五條第一項、第二項及び第四項、第二十五條第二項、第二十六條第三項、第二十七條第一項、第二項及び第四項、第二十八條、第三十條、第三十一條、第三十二條第二項、第三十三條、第三十四條第二項、第三十五條、第三十六條、第三十七條（法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成十四年政令第二百七十一号）附則第五條第十一項に二号を加える改正規定（第五号に係る部分に限る。）に限る。）並びに第三十九條の規定、会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日

附則（平成十八年四月二十六日政令第一八〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附則（平成一九年一月二日政令第八八号）抄
この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年二月二三日政令第三一号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年三月三〇日政令第八三三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年七月一三日政令第二〇八号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、信託法の施行の日から施行する。

附則（平成一九年八月三日政令第二三三三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。ただし、附則第二十二條及び第三十五條から第四十六條までの規定は、公布の日から施行する。

（中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過措置）
第三十八條 改正法第十条の規定による改正後の中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号。以下この条において「新中小企業等協同組合法」という。）第九條の七の五第三項（新中小企業等協同組合法第九條の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する新金融商品取引法第三十四條の二第一項の規定による申出をしようとする者は、施行日前においても、同項の規定の例により、その申出をすることができ。

2 前項の申出を受けた者は、施行日前においても、新中小企業等協同組合法第九條の七の五第三項において準用する新金融商品取引法第三十四條の二第三項の規定の例により、書面の交付をすることができ。

3 前二項の場合において、第一項の申出をした者が施行日において特定投資家に該当するとき、当該申出及び前項の書面の交付は、施行日において新中小企業等協同組合法第九條の七の五第三項において準用する新金融商品取引法第三十四條の二第一項及び第三項の規定によりされたものとみなす。

附則（平成一九年一月七日政令第三二九号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年十一月十九日。以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成一九年一月二日政令第三三六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十年一月四日から施行する。

（施行期日）

附則（平成二〇年七月二十六日政令第二二八号）抄
この政令は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の施行の日（平成二十年七月二十三日）から施行する。

附則（平成二〇年九月十九日政令第二九七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則（平成二〇年二月五日政令第三六九号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十五号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十年十二月十二日）から施行する。

附則（平成二一年一月二三日政令第八二九号）抄
この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二一年一月一日）から施行する。

附則（平成二一年二月二四日政令第二九四号）抄
この政令は、保険法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

附則（平成二一年二月二八日政令第三〇三三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一号から第四号まで 略

五 第一条中金融商品取引法施行令第五章の三の次に一章を加える改正規定（同令第十九條の九第九号に係る部分に限る。）、第三条中中小企業等協同組合法施行令第二十八條の次に五條を加える改正規定（同令第二十八條の四第九号に係る部分に限る。）及び同令第三十三條第一項第一号の改正規定、第五条中農業協同組合法施行令第五條の七の次に五條を加える改正規定（同令第五條の十第九号に係る部分に限る。）、第七條中信用金庫法施行令第十三條の三の次に一號を加える改正規定（同令第十三條の四第九号に係る部分に限る。）、

（施行期日）

第九條中銀行法施行令第十六條の八の次に三條を加える改正規定（同令第十六條の十一第九号に係る部分に限る。）、第十一條中長期信用銀行法施行令第六條の五の次に一號を加える改正規定（同令第六條の五の二第九号に係る部分に限る。）、第十三條中労働金庫法施行令第七條の二の次に一號を加える改正規定（同令第七條の二の二第九号に係る部分に限る。）、第十五條中貸金業法施行令第四條の次に三條を加える改正規定（同令第四條の四第十三号に係る部分を除く。）、第十六條の規定、第十七條中金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第十二條の次に四條を加える改正規定（同令第十二條第九号に係る部分に限る。）、第十九條中水産業協同組合法施行令第二十四條の六の次に五條を加える改正規定（同令第二十四條の九第九号に係る部分に限る。）、第二十一條中保険業法施行令第三章の次に一章を加える改正規定（同令第四十四條の九第十号に係る部分に限る。）、第二十三條中農林中央金庫法施行令第四十八條の次に三條を加える改正規定（同令第五十條第十号に係る部分に限る。）、第二十五條中信託業法施行令第十八條の二の次に三條を加える改正規定（同令第十八條の五第十号に係る部分に限る。）並びに第二十八條中証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する政令第十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第十七條の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行令第四條の次に三條を加える改正規定（同令第七條第十号に係る部分に限る。）、改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

六 第一条中金融商品取引法施行令第五章の三の次に一章を加える改正規定（同令第十九條の九第十三号に係る部分に限る。）、第三条中中小企業等協同組合法施行令第二十八條の次に五條を加える改正規定（同令第二十八條の四第十三号に係る部分に限る。）、第五条中農業協同組合法施行令第五條の七の次に五條を加える改正規定（同令第五條の十第十三号に係る部分に限る。）、第七條中信用金庫法施行令第十三條の三の次に一號を加える改正規定（同令第十三條の四第十三号に係る部分に限る。）、

（施行期日）

（施行期日）

附則（平成二六年一〇月一〇日政令第三〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第二条 この政令の施行前にこの政令による改正前の商工会議所法施行令、中小企業等協同組合法施行令、中小企業団体の組織に関する法律施行令、砂利採取法施行令及び商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令の規定により国若しくは地方公共団体の機関がした許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの政令の施行の際現にこの政令による改正前のこれらの政令の規定により国若しくは地方公共団体の機関に対してされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この政令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この政令の施行の日以後におけるこの政令による改正後のこれらの政令の適用については、この政令による改正後のこれらの政令の相当規定により国若しくは地方公共団体の相当の機関がした処分等の行為又は国若しくは地方公共団体の相当の機関に対してされた申請等の行為とみなす。

2 この政令の施行前にこの政令による改正前の商工会議所法施行令、中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の規定により国又は地方公共団体の機関に対して届出その他の手続をしなければならぬ事項で、この政令の施行の前日にその手続がされていないものについては、これを、この政令による改正後のこれらの政令の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して届出その他の手続をしなければならぬ事項についてその手続がされていないものとみなして、この政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

附則（平成二七年四月三〇日政令第二二五号）

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

附則（平成二七年五月二七日政令第二四一号）

この政令は、保険業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年五月二十九日）から施行する。

附則（平成二八年三月三十一日政令第一〇三号）抄

（施行期日）
1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年九月九日政令第三〇四号）

（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。
（罰則に関する経過措置）
2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二八年十一月二六日政令第三八〇号）

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。
（処分、申請等に関する経過措置）

第二条 この政令の施行前に農林水産大臣又は地方農政局長が中小企業等協同組合法又は中小企業団体の組織に関する法律の規定によりし処分その他の行為（この政令による改正後の中小企業等協同組合法施行令又は中小企業団体の組織に関する法律施行令の規定により都道府県知事が行うこととされた事務に係るものに限る。以下この項において「処分等」という。）は、都道府県知事が行うこととされた事務に係るものに限る。

2 この政令の施行前に中小企業等協同組合法又は中小企業団体の組織に関する法律の規定により農林水産大臣又は地方農政局長に対して届出その他の手続をしなければならぬ事項（この政令による改正後の中小企業等協同組合法施行令又は中小企業団体の組織に関する法律施行令の規定により都道府県知事が行うこととされた事務に係るものに限る。）で、この政令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、これらの法律の規定により都道府県知

事に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、これらの法律の規定を適用する。
（罰則に関する経過措置）

附則（平成二九年三月二四日政令第四九号）

（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。
（罰則に関する経過措置）
2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成三〇年五月三〇日政令第一七三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。ただし、第十四条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令附則第十六条第一項第九号の二の次に一号を加える改正規定及び同項に一号を加える改正規定並びに次条から附則第四条まで並びに附則第六条、第七条、第九条、第十条、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十四条及び第二十五条の規定は、公布の日から施行する。

（電子決済等代行業者の登録を受けるための準備行為）
第三条 改正法第一条の規定による改正後の銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「新銀行法」という。）第五十二条の六十一の二の登録を受けようとする者は、改正法の施行の日（以下「改正法施行日」という。）前においても、新銀行法第五十二条の六十一の三の規定の例により、その申請を行うことができる。

（認定電子決済等代行業者協会の認定を受けるための準備行為）
第四条 新銀行法第五十二条の六十一の十九の規定による認定を受けようとする者は、改正法施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

（新銀行法等の規定の読替え）
第五条 改正法附則第二条第二項の規定により新銀行法の規定を適用する場合においては、新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項中「第五十二条の六十一の二の登録を取り消す」とあるのは、「電子決済等代行業者の全部の廃止を命ずる」とする。

（新農業協同組合法の規定による特定信用事業電子決済等代行業者の登録を受けるための準備行為）
第六条 改正法第二条の規定による改正後の農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百二十二号。以下「新農業協同組合法」という。）第九十二条の五の二第一項の登録を受けようとする者は、改正法施行日前においても、新農業協同組合法第九十二条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の三の規定の例により、その申請を行うことができる。

（新農業協同組合法の規定による認定特定信用事業電子決済等代行業者協会の認定を受けるための準備行為）
第七条 新農業協同組合法第九十二条の五の六の規定による認定を受けようとする者は、改正法施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

（新銀行法等の規定の読替え）
第八条 改正法附則第三条第二項の規定により新農業協同組合法の規定を適用する場合においては、新農業協同組合法第九十二条の五の九において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項中「農業協同組合法第九十二条の五の二第二項の登録を取り消す」とあるのは、「特定信用事業電子決済等代行業者の全部の廃止を命ずる」とする。

2 前項の場合においては、改正法附則第三条第一項中「第五十二条の六十一の十七第一項」とあるのは、「第五十二条の六十一の十七第一項若しくは次項の規定により適用される新農業協同組合法第九十二条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項」とする。

（新銀行法等の規定の読替え）
第五条 改正法附則第二条第二項の規定により新銀行法の規定を適用する場合においては、新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項中「第五十二条の六十一の二の登録を取り消す」とあるのは、「電子決済等代行業者の全部の廃止を命ずる」とする。

(新水産業協同組合法の規定による特定信用事業電子決済等代行業者の登録を受けるための準備行為)

第九條 改正法第三条の規定による改正後の水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号。以下「新水産業協同組合法」という。)第百二十一条の五の二第二項の登録を受けようとする者は、改正法施行日前においても、新水産業協同組合法第百二十一条の五の九第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の三の規定の例により、その申請を行うことができる。

第十條 新水産業協同組合法第百二十一条の五の六の規定による認定を受けようとする者は、改正法施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

第十一條 改正法附則第四条第二項の規定により新水産業協同組合法の規定を適用する場合においては、新水産業協同組合法第百二十一条の五の九において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項中「水産業協同組合法第百二十一条の五の二第二項の登録を取り消す」とあるのは、「特定信用事業電子決済等代行業の全部の廃止を命ずる」とする。

第十二條 改正法第五条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号。以下「新協同組合金融事業法」という。)第六条の五の二第一項の登録を受けようとする者は、改正法施行日前においても、新協同組合金融事業法第六条の五の十第一項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の三の規定の例により、その申請を行うことができる。

(認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の認定を受けるための準備行為)

第十三條 新協同組合金融事業法第六條の五の七の規定による認定を受けようとする者は、改正法施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

第十四條 改正法附則第五條第二項の規定により新協同組合金融事業法の規定を適用する場合においては、新協同組合金融事業法第六條の五の十において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項中「協同組合による金融事業に関する法律第六條の五の二第一項の登録を取り消す」とあるのは、「信用協同組合電子決済等代行業の全部の廃止を命ずる」とする。

第十五條 改正法第六條の規定による改正後の信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号。以下「新信用金庫法」という。)第八十五條の四第一項の登録を受けようとする者は、改正法施行日前においても、新信用金庫法第八十九條第七項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の三の規定の例により、その申請を行うことができる。

第十六條 新信用金庫法第八十五條の九の規定による認定を受けようとする者は、改正法施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

第十七條 改正法附則第六條第二項の規定により新信用金庫法の規定を適用する場合においては、新信用金庫法第八十九條第七項及び第八十二條の六十一の十七第二項中「信用金庫法第八十二條の四第一項の登録を取り消す」とあるのは、「信用金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ずる」とする。

(認定労働金庫電子決済等代行業者協会の認定を受けるための準備行為)

第十八條 改正法第七條の規定による改正後の労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号。以下「新労働金庫法」という。)第八十九條の五第一項の登録を受けようとする者は、改正法施行日前においても、新労働金庫法第九十四條第五項において準用する新銀行法第五十二条の六十一の三の規定の例により、その申請を行うことができる。

第十九條 新労働金庫法第八十九條の十の規定による認定を受けようとする者は、改正法施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

第二十條 改正法附則第七條第二項の規定により新労働金庫法の規定を適用する場合においては、新労働金庫法第九十四條第五項及び第六項において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項中「労働金庫法第八十九條の五第一項の登録を取り消す」とあるのは、「労働金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ずる」とする。

第二十一條 改正法第八條の規定による改正後の農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号。以下「新農林中央金庫法」という。)第九十五條の五の二第一項の登録を受けようとする者は、改正法施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

第二十二條 新農林中央金庫法第九十五條の五の七の規定による認定を受けようとする者は、改正法施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

(認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会の認定を受けるための準備行為)

第二十三條 改正法附則第八條第二項の規定により新農林中央金庫法の規定を適用する場合においては、新農林中央金庫法第九十五條の五の十において読み替えて準用する新銀行法第五十二条の六十一の十七第二項中「農林中央金庫法第九十五條の五の二第二項の登録を取り消す」とあるのは、「農林中央金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ずる」とする。

第二十四條 改正法第九條の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号。以下「新商工組合中央金庫法」という。)第六十條の三の登録を受けようとする者は、改正法施行日前においても、新商工組合中央金庫法第六十條の四の規定の例により、その申請を行うことができる。

第二十五條 新商工組合中央金庫法第六十條の二の十一の規定による認定を受けようとする者は、改正法施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

第二十六條 改正法附則第九條第二項の規定により新商工組合中央金庫法の規定を適用する場合においては、新商工組合中央金庫法第六十條の三の登録を取り消す

(認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の認定を受けるための準備行為)

(認定新商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会の認定を受けるための準備行為)

す」とあるのは、「商工組合中央金庫電子決済等代行業の全部の廃止を命ずる」とする。

2 前項の場合においては、改正法附則第九条第一項中「第六十条の十九第一項」とあるのは、「第六十条の十九第一項若しくは次項の規定により適用される同条第二項」とする。

附則（令和二年七月八日政令第二一七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、改正法施行日（令和二年十二月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この政令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和二年九月三〇日政令第二九七号）

（施行期日）

第一条 この政令は、令和二年十月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第二条 この政令の施行前に経済産業大臣若しくは経済産業局長又は国土交通大臣、地方整備局長若しくは地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第一項第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第二百二十八号に掲げる事務並びに同項第八十六号に掲げる事務に係る同項第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。以下この条において同じ。）が中小企業等協同組合法又は中小企業団体の組織に関する法律の規定によりした処分その他の行為（この政令による改正後の中小企業等協同組合法施行令又は中小企業団体の組織に関する法律施行令の規定により都道府県知事が行うこととされた事務に係るものに限る。以下この項において「処分等」という。）は、都道府県知事がした処分等とみなし、この政令の施行前にこれらの法律の規定により経済産業大臣若しくは経済産業局長又は国土交通大臣、地方整備局長若しくは地方運輸局長に対してされた申請その他の行為（この政令による改正後のこれらの政令の規定により都道府県知事が行うこととされた事務に係るものに限る。以下この項において「申請等」という。）

は、都道府県知事に対してされた申請等とみなす。

2 この政令の施行前に中小企業等協同組合法又は中小企業団体の組織に関する法律の規定により経済産業大臣若しくは経済産業局長又は国土交通大臣、地方整備局長若しくは地方運輸局長に対して届出その他の手続をしなければならぬ事項（この政令による改正後の中小企業等協同組合法施行令又は中小企業団体の組織に関する法律施行令の規定により都道府県知事が行うこととされた事務に係るものに限る。）で、この政令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、これらの法律の規定により都道府県知事に対して届出その他の手続をしなければならないものとなし、これらの法律の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和二年十一月二六日政令第三三三号）

（施行期日）

1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和三年二月一五日政令第三〇号）抄

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条の規定（中小企業等協同組合法施行令第二十二條及び第二十八條第四項の改正規定を除く）、第二条の規定及び第四条の規定（技術研究組合法施行令第六條及び第八條第四項の改正規定並びに前号に掲げる改正規定を除く）、会社法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

附則（令和三年六月二日政令第一六二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

附則（令和三年十一月一〇日政令第三〇九号）

この政令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。